

令和5年9月8日

建設業者 様

豊田市事業管理者 前田 雄治
(公 印 省 略)

建設工事に関する電子契約導入に伴う提出書類の変更について（通知）

日頃は、入札契約事務に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、令和5年10月以降に公告する建設工事の契約締結につきまして、以下のとおり（上下水）総務課への書類提出方法が変更になります。

建設業者の皆様におかれましては、内容について御理解いただくとともに、入札契約事務の円滑な執行に御協力をお願いします。

記

1 落札決定後提出書類

提出書類	令和5年9月以前 公告案件	令和5年10月以降 公告案件
契約保証届出書	紙での提出	・ 電子又は紙での提出 ・ 電子の場合は、あいち電子申請・届出システムから提出してください。
有効な当該建設業許可の写し		
納税証明書 (完納証明書)		

2 現場代理人・主任（監理）技術者届

提出書類	令和5年9月以前 公告案件	令和5年10月以降 公告案件
現場代理人・主任（監理）技術者届※	紙での提出	・ 電子又は紙での提出 ・ 電子の場合は、あいち電子申請・届出システムから提出してください。
経歴書		
資格証		

※ 「監理技術者・現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐届」、
「監理技術者・現場代理人・主任（監理）技術者・監理技術者補佐変更届」、
「現場代理人の兼務届」を含む。

3 保証事業会社の契約保証証書及び前払金保証証書

令和5年9月以前 公告案件	令和5年10月以降 公告案件
紙での提出	・紙の保証証書の場合 従来と同じ。 ・電子証書の場合 あいち電子申請・届出システムで（上下水）総務課へ 契約保証認証キーを提出してください。前払金請求書 も当該システムから提出することができます。

保証事業会社のインターネット保証サービスが利用できることが条件となります。詳しくは保証事業会社へお問い合わせください。

4 電子での提出方法

あいち電子申請・届出システムは、下記のリンク先から提出してください。

令和5年10月2日（月）午後1時から御利用いただけます。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/city-toyota-aichi-u/offer/offerList_initDisplay.action

検索キーワードに「豊田市上下水道局建設工事電子提出書類」と入力し、検索してください。

【問合せ先】

豊田市上下水道局 総務課 庶務担当 電話 0565-34-6653（直通）